平成22年（2010年）３月17日

各　部　長　等　様

総　務　部　長

個人情報取扱事務委託基準の策定について（通知）

個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとする場合には、個人情報保護条例第13条により受託者において個人情報が適正に取り扱われるよう必要な措置を講じることされております。昨今、行政機関及び民間企業において、受託者を通じた漏えい事故が頻発しており、受託者における個人情報の安全管理措置をさらに確保していくことが求められています。

そこで、受託者における個人情報の適正な管理をより一層確保するため、平成17年３月25日付け総務部長通知による「業務委託等における個人情報保護に関する基準」を見直し、新たに「個人情報取扱事務委託基準」を策定しました。今後、契約書等には、この基準による「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し、個人情報の適正な管理を確保するものとします。

各課等におかれましては、委託契約において特記事項を添付し、受託者に対して適切な指導をなされますようお願いします。

事務担当は、行政管理課個人情報保護担当　内線1569